

広報こざがわ

～復興に向かって～ がんばろう！古座川 <臨時号4>

災害復旧へ 工事始まる

台風災害から早半年が経過しようとしています。が、ようやく道路災害復旧工事が始まります。

台風直後は被害状況を把握し、大規模な被害については災害査定（国の補助を受けるための検査）を受けなければなりません。12月中に災害査定が終了し、1月からは、工事発注の為に設計書を作成し入札を行い、町道林道とも着実に復興に向けて前へ前へと動き始めていきます。



被災直後の道路（潤野）



工事完了後

災害の入札件数は、教育施設、農地災害を含めると昨年度1年間の入札件数とほぼ同じ件数で、現在入札ラッシュを迎えております。

災害事業費は町道（橋梁含む）では約4億円、林道では約1億円と工事、件数とともに膨大な規模ですが、町内業者を始め工事関係者の方々には全力で復旧作業に努めていただいております。

工事の都合上、片側通行あるいは通行止めをさせていただくことがあり、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【建設課】

集会所の修繕

9月の台風12号により高瀬、川口、潤野地区の集会所が浸水被害を受けました。

高瀬集会所は床上220cm、川口集会所は床上130cm、潤野集会所は床上40cmの浸水で、室内には泥が流れ込み大変な状況となりました。

台風一過後、地域住民の皆様が迅速に清掃活動等行ったため、被害は最小限に抑えられました。床や建具、エアコン等が浸水により損傷してしまいました。

集会所は地域活動の場として重要な役割を果たしています。また、有事の際の避難所としても機能しており、台風12号の際も住民の方が避難されてきました。

地域活動の活性化等を図るためにも、早期の復旧が望まれ、すぐに修繕



損傷した集会所内（高瀬）



修繕完了後

に取りかかりました。

11月18日に川口集会所、12月8日に高瀬集会所の修繕が完了しました。

潤野集会所については、建具が特注のため完了には至っていませんが、エアコン等の修繕は終わっています。

【産業振興課】

「毛布のまち」から暖かい贈りもの

～ 泉大津市から古座川町へ～

10月17日、毛布のまちとして知られる大阪府泉大津市から古座川町に300枚の毛布が届けられました。

寒さが厳しくなる季節を前に、被災した方々に暖かく過ごしてほしいという思いで贈られた毛布です。

300枚の毛布が古座川町へ届くまでの経緯は、古座川流域の出身者でつくる「大阪古座川人会」の相談役、東臣三さん（長追出身）と、30年の知り合いという神谷昇・泉大津市長の縁から生まれました。

東さんが台風12号で大きな被害を受けた古座川町の状況を神谷市長に話したところ、東日本大震災でも毛布の支援を行った同市が毛布300枚の



「大阪古座川人会」東さん

支援を決定したとのこと
です。

そして、10月17日、「大阪古座川人会」の東さん、小野由夫さん（三尾川出身）により町長に手渡されました。

「大阪古座川人会」の皆様と泉大津市の暖かいご支援に心からお礼を申し上げます。

頂いた毛布は10月27日、町長、住民福祉課職員9

名、高齢者見守り員2名の計12名で、65歳以上の高齢者の方に配布しました。

出発式では、町長から「これから冬を迎えます。泉大津市の皆様の温かい気持ちを含めて毛布を手渡してください。」との言葉をうけ、沢山の毛布を抱えて各地区へ出発しました。

住民の皆様からは、「嬉しいです。これから寒くなるからね。」などのお言葉を頂きました。

10月27日は、200世帯274枚を配布し現在までで217世帯293枚を配布しました。

残った毛布は、台風の時など避難所で皆様が使用する防災用の毛布として備蓄します。

暖かい気持ちのこもった毛布をご活用して頂くと共に皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

【住民福祉課】

日本赤十字社より

救援物資が届けられました

台風が遠のき、雨も落ち着いた4日以降、騒然とする中、被害調査を行い、日赤和歌山県支部東牟婁地区へ床上浸水被害件数の報告をしました。

古座川町だけでなく、那智勝浦町や東牟婁地区の本部がおかれる新宮市でも被害があり、大変な中、日赤和歌山県支部より東牟婁地区を通じて迅速に救援物資を手配して頂きました。

配布対象は日赤の社費を納入しているしていな

いに関わらず、床上浸水被害を受けた全ての世帯でした。

救援物資として赤いバッグに入った緊急セット（タオル、ティッシュ、ガーゼ等衛生用品、携帯ラジオ、懐中電灯、コップ・スプーン等）400

セット余りを9月10日に和歌山県の職員と町職員が配布しました。

家の片づけなどで忙しいにもかかわらず、配布を手伝って頂いた方のご協力もあり、スムーズに配り終えることができました。

その後、留守で配布できなかつたお宅や更新される対象者リストを基に約500世帯に配布しました。

【住民福祉課】



実際に配付した緊急セット

多くの協力を得て復旧

明神出張所、高池複合センター

当地方に台風12号が襲来すると予想されたため、9月2日から地域の防災拠点でもある役場の各出張所などに職員が待機しました。

明神出張所でも8名の職員が、情報収集や地域内の巡回に当たりました。

台風が接近し始めた9月3日からは、消防団員とともに地域住民の方々の避難誘導を重点に行いながら、役場本庁への情報伝達などに努めました。

8月30日から降り出した雨は、9月3日には約1000ミリに達しており、さらに激しい雨が降り続けていました。降雨量の増加に伴い、川の水位も更に上昇していました。

避難所となっている明神中学校に配置した職員から「現在1階が浸水している。」との報告が寄せ



浸水した明神地区 (9月4日)

ましたが、午前3時頃からは上流部での降水量も少なくなり、川の水位も下がり始めました。

9月4日の早朝からは、職員が地域の被害状況の調査を行なうとともに、出張所建物の状況確認を行なったところ浸水による泥が一階の床一面に積もっており、壁には人の高さほどの位置にくつきりと浸水の跡が残っていました。

また、高池複合センターも避難所として利用されていましたが、同様に一階部分が床上浸水し、机・イスなどの備品や電気設備が被害を受けました。



たくさんの泥が堆積した明神生活改善センター

9月5日からは、町職員はもちろん太地町の職員、ボランティアや地域住民の皆様にご協力を頂き、1日でも早い復旧を

目指し備品の運び出しや泥の除去作業、清掃を行いました。一階の備品類は泥水を吸って重くなっており、建物の外に運び出すのが大変でした。

泥の除去作業も当初は停電と断水により思うようにはかどらず、何度拭いても染み出す泥に非常に苦慮しました。

そのため明神出張所では、小森組から貸し出し頂いた散水車を活用し、泥を洗い流すために必要



床の修繕完了後



浸水で剥がれた床 (高池複合センター)

な水を、立合川から汲み上げて使用しました。この車両を導入したことで作業の効率が上がり、建物内に堆積していた泥を早期に除去することができました。

その結果、明神出張所は、10月5日から業務を再開することができ、複合センターも使用が可能となりました。この間、地域の皆様には大変ご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。

また、多くの皆様にご協力を頂きましたことを、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

【総務課】

農林中央金庫からベンチの寄贈

農林中央金庫大阪支店より、木製ベンチが寄贈されました。

この活動は、農林中央金庫の社会貢献活動の一環として、毎年和歌山県森林組合連合会と協力し、行われているものです。

今年度は9月の台風12号で激甚災害の指定を受けた市町に対し贈られ、東牟婁郡内で145基、内古座川町には35基のベンチが寄贈されました。

洪水により川口ゲートボール場やふるさとバス停留所等でベンチや椅子



ベンチの贈呈式

が流出し困っていたため、非常に助かりました。

平成23年12月22日には、川口ゲートボール場にて贈呈式を行い、町長が農林中央金庫大阪支店長より贈呈を受けました。

式には、ゲートボール協会の方々をはじめ、ベンチを受け取る施設の関係者等約50人が出席し、賑やかに執り行われました。

ベンチは紀州材で作られ、防腐・防蟻処理がなされており、屋外でも長く使用できるようにと、ご配慮いただいています。

洪水の被害を受けた高瀬会やぼたん荘、若者広場等にも置いてありますので、復旧された施設をご利用する際には、合わせてベンチも使ってみてください。

【産業振興課】

古座川町災害義援金

台風12号に係る災害義援金配分一覧

和歌山県災害義援金

(1戸あたりの配分金額)

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	合計
住宅全壊	100,000	-	-	200,000	140,000	440,000
住宅半壊	100,000	-	-	50,000	70,000	220,000
住宅床上浸水	-	30,000	20,000	-	50,000	100,000

古座川町災害義援金

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	合計
全壊	10,000	40,000	-	55,000	-	105,000
大規模半壊	10,000	25,000	-	35,000	-	70,000
半壊	10,000	10,000	-	15,000	-	35,000
床上浸水(一部損壊)	10,000	5,000	-	10,000	-	25,000
事業所	-	25,000	-	-	-	25,000

※配分対象
 ・借家の場合は、建物所有者ではなく、居住者に支給します。
 ・被災時に、その住宅を生活の本拠として生活していた者が対象となります。

この度の台風12号の被害に際し全国各地から心温まる義援金をいただいています。

この全国から集まった義援金を被災者の皆様に配分するにあたり、公平かつ、効果的な配分を行うために、平成23年10月1日に古座川町災害義援金配分委員会(以下配分委員会)を設置しました。

配分委員会は6名から組織され、義援金の配分基準・時期・方法などを協議し、決定しています。

委員会の構成は委員長を教育長に、委員は総務課長、住民福祉課長、古座川町議会議長、古座川町民生児童委員協議会会長、古座川町区長連合会長に務めていただいています。

配分委員会での決定を基に義援金の配分を行っています。

平成24年1月31日現在、古座川町では5回に分けて総額109,355,000円(県義援金89,700,000円、町義援金19,655,000円)の義援金の配分を行いました。

第1回は町見舞金と一緒に手渡しで、第2回～第5回は口座振込により配分させていただきました。

【災害対策室】

昨年、の台風12号は当町を直撃し、家屋の浸水被害は全世帯の約3分の1にのぼり、断水や停電なども重なり、その復旧は精神的、身体的に過酷なものとなりました。

そのような中、被災された皆様は懸命の復旧に取り組み、町内の被災地域以外の方々もこの作業に協力されるなど、古座川町の地域つながりの深さを改めて感じました。さらに県内をはじめ全国各地からの大勢のボランティアの皆様にも手助けを頂き、作業が進められました。このような姿は、連日の災害復旧業務に携わる町職員にも元気を与えて頂きました。

また、ご支援頂いた県内外の市町村、復旧作業にご協力頂いた方々に改めてお礼申し上げます。

台風被害からの復旧、復興は道半ばではありませんが、住民の皆様が一日も早く安心した生活を送ることができるよう職員一同努めてまいります。引き続きご指導ご協力をお願いいたします。

【職員一同】

※11月24日から発行してまいりました広報こざがわ臨時号は本号をもって廃刊いたします。今後の災害関連のお知らせは定期号に掲載いたします。